不当にも請求棄却一日東整裁判控訴審判決

6月24日東京高裁824号法廷(杉原則彦裁判長)で日東整裁判控訴審判決が言い渡された。 この日は判決日とあって梅雨の合間で太陽が顔を出す蒸し暑い中、裁判所前では数十名の支援者 がこの裁判への支援を訴えていた。

満員の傍聴席の中で開廷。裁判長は「いずれも請求を棄却する」と述べ即刻閉廷した。

この裁判は、会社更生中であったJALが更生計画にもなかった日東整の解散を主導し、日東整の航空機整備事業をJALECに一本化する一方で日東整の労働者を全員退職・解雇へと追い込んだことで、解雇された者の内2名が日航と子会社のJALECに対し労働契約上の地位確認請求と 不当労働行為に基づく日東整解散を理由とする損害賠償請求を行っていたもので、昨年9月22日東京地裁が請求を棄却する判決を出したため東京高裁に控訴していたものだ。

JALとJASの各整備関連会社はJAL/JAS統合時に子会社のJALECに統合されたが日東整だけが排除され、その後も引き続きJAL機の整備を実施していた。JALの会社更生中に日東整への業務発注を突如停止し、会社解散となった。この時の日東整の社長、役員、主要な管理職はJALからの出向者で占められていた。明らかにJALの支配下にありJALの使用者としての性格はあると思う。

JAL/JAS統合にむけて整備関連会社の統廃合について協議した整備分科会の資料を証拠として提出しており、その中に日東整の労働組合活動をJAL側が嫌悪していることを示す文書もあった。しかし一審では、これらの証拠を「内部検討メモのようなもの」として退け、JALを日東整の大口取引先に過ぎないとして、JALと日東整の支配従属関係を認めず、不当労働行為すら認めなかった。

控訴審では、JALと日東整の支配従属関係を示す資料を新たな証拠として提出。その資料には 作者の氏名と日付が記されており、その作者を証人として申請した。しかし高裁はこの証人申請 を却下、真実が明かにされないままで結審となった。

高裁は、日東整の業務は全てがJALの仕事ではあったが他社の受注を禁止されていたわけではない、日東整はJALに依存しない経営を目指していたなどとして、支配従属関係を否定した判決を下した。不当労働行為も認めなかった。一審判決をほぼそのまま踏襲し、いずれの請求も棄却した。

原告の泉、佐藤両氏は今までの支援に感謝するとともに、この争議の解決にむけ引き続き全力で闘うことを表明していた。

親会社から一方的に仕事を打ち切られ会社が解散、そして解雇される。こんな理不尽なことを 裁判所は救済することもできないのかと思う。